

宮津地区将来構想策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

宮津地区将来構想策定業務

(2) 業務内容

別添「宮津地区将来構想策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

(4) 見積限度額

本業務の見積限度額は、3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、当該見積限度額は、契約額を示すものではなく、予算額の上限であり、見積額は、これを超えないこと。

2 受託事業者の選定方法

受託事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法

(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領(平成16年上天草市告示第94号)又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱(平成27年上天草市告示第71号)の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

(5) 上天草市暴力団排除条例(平成24年上天草市条例第5号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6) 九州内に本店又は契約権限を委任された営業所等を有する法人であること。

4 公募スケジュール(予定)

NO	内容	日程
1	公募開始	令和2年4月22日(水)
2	参加表明書及び質問書提出期限	令和2年5月15日(金)
3	参加資格有無の連絡確認	令和2年5月22日(金)
4	質問に対する回答	令和2年5月22日(金)
5	企画提案書の提出期限	令和2年5月29日(金)
6	プレゼンテーション(審査)	令和2年6月3日(水)
7	選定結果通知	令和2年6月8日(月)
8	契約締結	令和2年6月12日(金)

5 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出物

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 法人の登記事項証明書(発行から3か月以内のもの。写し可。)

ウ 定款

エ 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない証明（発行から3か月以内のもの。写し可。）

オ 会社概要（既存のパンフレット等で可）

※ なお、上記イ及びエの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

（2） 提出期限

令和2年5月15日（金）午後5時（必着）

（3） 提出部数

1部（原本）

（4） 提出方法

郵送、電子メール又は持参のいずれか

（5） 提出先

上天草市企画政策部開発プロジェクト推進課（以下「主管課」という。）

6 質問の受付及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うこと。

（1） 提出書類

質問書（様式第2号）※押印不要

（2） 提出期限

令和2年5月15日（金）午後5時（必着）

（3） 提出方法等

質問書は、電子メールで提出することとし、主管課が当該電子メール受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。当該受領確認の電子メールが届かない場合は、電話にて確認すること。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

(4) 提出先

主管課

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和2年5月22日（金）までに上天草市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたもの（以下「参加表明者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

仕様書に記載する業務内容に係る具体的な実施方法について、記載すること。

ウ 実施体制（任意様式）

本業務の責任者、担当者、人員、役割分担等の実施体制について、記載すること。

エ 実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

オ 類似業務実績表（様式第4号）

カ 見積書（任意様式）

任意様式とし、積算の内訳を可能な限り詳細に記載し、見積額には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和2年5月29日（金）午後5時（必着）

(3) 提出部数

6部（正本1部 副本5部）

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵

送の場合は、送付用の封筒の表面に「宮津地区将来構想策定業務委託」と朱書の上、郵便書留により提出すること。

(5) 提出先

主管課

(6) その他

企画提案書の提出は、1 事業者 1 提案までとする。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、別に設置する「宮津地区将来構想策定業務受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、原則としてプレゼンテーションを聴講して、企画提案等を総合的に評価した上で、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 日時 令和 2 年 6 月 3 日（水）（予定）

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ 日時等の詳細は、後日参加表明者に通知する。

ウ 実施方法

(ア) 説明時間

プレゼンテーションは、1 提案につき 20 分以内とし、その後、ヒアリング時間を 15 分程度設ける。

(イ) 説明資料等

プレゼンテーションでは提出された企画提案書等に基づいて説明することとし、追加資料等による説明は、認めない。

プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこととする。

(ウ) 出席者

3 人以内

(エ) 新型コロナウイルス感染拡大対策

新型コロナウイルスの感染拡大によっては、プレゼンテーションの日程等を変更し又は中止する場合がある。

なお、中止する場合は、書面によるヒアリングを実施した上で、審査を行う。

(2) 審査項目及び審査基準

別添「宮津地区将来構想策定業務受託候補者選定審査会審査基準」のとおり

(3) その他

参加者が1者の場合でも審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

9 審査結果の通知

審査結果については、審査会に参加した全ての企画提案者に郵送又は電子メールにて令和2年6月8日（月）までに通知する。また、上天草市ホームページに掲載することがある。

10 企画提案者の失格

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 審査会に参加しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 見積金額が見積限度額の範囲を超過したとき。
- エ 審査会における審査の結果、各審査員の合計点が60点に審査員数を乗じた以上の点数を得られなかったとき。

1 1 契約手続

審査会における審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結時に、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）第28条の規定により契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を納付する必要があるが、同規則第29条のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 2 その他留意事項

- (1) 見積書に記載する内訳には、できるだけ詳細な内容を記載すること。
- (2) 提出期間経過後の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (3) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却は、しないものとする。
- (4) プレゼンテーションに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (5) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、市が有することとする。
- (6) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (7) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (8) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例に基づき開示することがある。

1 3 担当部署

〒869-3692

住所 熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部開発プロジェクト推進課 担当 松本

電話 0964-26-5546（直通）

電子メール kaihatsu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記の電子メールアドレスに関して、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。